鳥栖市保育施設(保育所・認定こども園・地域型保育事業)入所選考基準

令和９年度より施行

■選考基準について

基本指数及び調整指数の合計点の高い方から順に入所決定を行う。

同点の場合の優先順位は下記のとおりとする。

①区分1から優先する。 ②居住地の小学校区内施設を希望する世帯から優先する。 ③育休延長可能な世帯から劣後する。
④保育可能な祖父母・親族が、近接地(自宅から車で約30分)に居住している世帯から劣後する。 ⑤入所月が早い世帯から優先する。

■基本指数(保育の必要性の認定基準)

区分	事由	保護者の状況			父	母
4	就労 (居宅外労働)	月160時間以上の就労			20	20
		月140時間以上の就労			18	18
		月120時間以上の就労			16	16
		月112時間以上の就労			15	15
		月96時間以上の就労			14	14
		月80時間以上の就労			13	13
		月64時間以上の就労			12	12
5	就労 (居宅内労働)	月160時間以上の就労			20	20
		月140時間以上の就労			18	18
		月120時間以上の就労			16	16
		月112時間以上の就労			15	15
		月96時間以上の就労			14	14
		月80時間以上の就労			13	13
		月64時間以上の就労			12	12
3	妊娠・出産	出産予定日の前後2か月　予定日(令和　　年　　月　　日)			20	20
2	保護者の 疾病・障害	疾病	入院	入院が1か月以上にわたると見込まれるもの	20	20
				入院が1か月未満と見込まれるもの	18	18
			自宅療養	安静を要する自宅療養で常に病臥している場合	20	20
				安静を要する自宅療養等で精神性疾患、感染性の疾病又は特定疾患	20	20
				通院加療を行い、週3日以上の通院を常態とし、保育が困難な場合	16	16
				通院加療を行い、週1日～2日以下の通院を常態とし、保育が困難な場合	14	14
				上記以外の一般的療養	12	12
		障害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育手帳の交付を受けている場合		20	20
			身体障害者手帳3級の交付を受けている場合		16	16
			身体障害者手帳4級の交付を受けている場合		12	12
6	親族の 看護・介護	臥床者・重度心身障害者の常時介護、週5日以上の常時付き添いによる病院通院、施設通所			20	20
		一部要介護または週3日以上の通院(または入院中の)付き添い			16	16
		上記以外の介護で保育の必要性を認められる場合			12	12

※父母が基本指数の複数の項目に該当する場合は、原則、点数の高いほうのみ適用する。
※就労時間は休憩時間を含みます。(残業時間、通勤時間は含みません)
※就労は収入を伴うこと。就学は、学校または職業訓練とします。※就学に在宅は含みません。

区分	事由	保護者の状況	父	母
1	家庭の災害	震災・風水害・火災・その他の災害の復旧にあたる場合	20	20
7	就学	月160時間以上の就学	18	18
		月140時間以上の就学	16	16
		月120時間以上の就学	14	14
		月112時間以上の就学	13	13
		月96時間以上の就学	12	12
		月80時間以上の就学	11	11
		月64時間以上の就学	10	10
8	求職	就職活動を常態としているもの	5	5

■調整指数(優先事由等)

区分	内容	点数
ひとり親家庭	ひとり親家庭(離婚調停中も含む)	28
保護者の単身赴任	保護者のどちらかが、単身赴任により遠隔地に居住する場合	1
生活保護世帯	生活保護世帯で就労が必要な場合	12
生計の中心者の失業	生計の中心者が失業等により就労が必要な場合	3
社会的養護	虐待やDVの恐れがある場合と、本市家庭児童相談員が認める場合	50
多胎児	入所希望児童が多胎児(双子以上)の場合	1
教育・保育施設等の従事者 (保育士・看護師)	市内の保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設に従事する(就労内定も含む)保育士、看護師であること	30
教育・保育施設等の従事者 (保育士・看護師以外)	市内の保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設、放課後児童クラブに従事する(就労内定も含む)職員等であること	10
在園児の弟妹(保育所)	既に兄姉が在園(2，3号認定者)しており、保護者の育児休業復帰等により、保育の必要性が認められる場合	50
在園児の弟妹 (幼稚園・認定こども園)	既に兄姉が在園(1号認定者)しており、新2号認定(求職活動以外)を受けている場合	10
地域型保育事業所・認可外保育施設の利用	地域型保育事業所、認可外保育施設を利用しており転園の必要があると認められる場合(3歳児以上の転園等)	30
不規則勤務	就労時間がシフト制等により一定でない場合	各1
内定辞退	希望施設に内定し、内定を辞退した場合(辞退した年度内が対象)	-3

※父母が調整指数の項目に複数該当する場合は、それぞれの点数を加算する。
※当該年度の内定辞退については、辞退後引き続き入所調整する場合(再申請も含む)において減点の対象とする。

合計(基本指数＋調整指数)	